

## 美容師法に係る届出等取扱い要綱

平成 17 年 4 月 20 日保健福祉局長決定

(最終改正：令和 5 年 12 月 12 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)、美容師法施行規則(平成 10 年厚生省令第 7 号。以下「施行規則」という。)及び神戸市美容師法施行細則(昭和 61 年 3 月規則第 65 号。以下「細則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容所開設の届出)

第 2 条 法第 11 条第 1 項の規定により美容所を開設しようとする者は、細則第 2 条第 1 項の規定による美容所開設届に、次に掲げる書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

(美容所検査確認証)

第 3 条 保健所長は、法第 12 条の規定により美容所の構造設備について検査し、その構造設備が法第 13 条の措置を講じるのに適することを確認したときは、様式第 1 号による美容所検査確認証を当該美容所の開設者に交付するものとする。

2 美容所の開設者は、美容所検査確認証を当該美容所の入口その他客の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 美容所検査確認証を破り、汚し、又は失った美容所の開設者は、様式第 2 号による届出書に美容所検査確認証を破り、又は汚した場合にあっては、当該美容所検査確認証を添付して保健所長に提出して美容所検査確認証の再交付を受けることができる。

(美容所開設届出事項変更・廃止届)

第 4 条 施行規則第 20 条に規定する届出書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美容所検査確認証(管理美容師及び従業者に係る場合を除く。)
- (2) 届出事項が美容所の開設者の住所若しくは氏名に係るものであるときは、その変更事項を確認できる書類(個人の住所変更の場合は除く。)
- (3) 届出事項が美容所の構造又は設備に係るものであるときは、美容所の平面図
- (4) 保健所長が衛生上必要があると認める書類  
(営業者の地位の承継に係る届出の添付書類)

第5条 細則第3条第1項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 美容所検査確認証
- (2) 登記事項証明書(譲渡による承継の場合であって、法人の場合に限る。)
- (3) 前号に掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

附 則

(施行期日)

1 平成17年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の神戸市美容師法施行細則の規定に基づいてなされた手続きその他の行為は、この要綱中に相当する規定があるときは、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。